

第二十四回国会 衆議院 運輸委員會會議録 第二十四号

昭和三十一年四月十日(火曜日)

午前十時三十二分開議

出席委員

委員長 松山 義雄君

理事今松 治郎君 理事日井

理事山本 友一君 理事青野

理事中居英太郎君

有田 喜一君 伊藤 郷一君

生田 宏一君 關谷 勝利君

中嶋 太郎君 濱野 清吾君

堀内 一雄君 眞鍋 儀十君

井岡 大治君 池田 禎治君

西尾 末廣君 松岡 駒吉君

山口丈太郎君

出席政府委員

運輸政務次官 伊能繁次郎君

運輸技官 (港灣局長) 天壁 良吉君

委員外の出席者

運輸事務官(港灣局倉庫課長) 大森 重義君

専門員 志鎌 一之君

本日の會議に付した案件
倉庫業法案(内閣提出第一五一号)

○松山委員長 たいだいまより運輸委員會を開会いたします。

倉庫業法案(内閣提出第一五一号)を議題として質疑に入りたいと思いますが、その前に政府より法案の説明をいたしたい旨申し出がありますので、これを許します。

○天壁政府委員 今回提案されましたところの倉庫業法案につきまして、一応逐条的にその概要を御説明申し上げます。

第一類第十号

運輸委員會會議録第二十四号

昭和三十一年四月十日

ます。

第一条は、この法律の目的を定めたものでありまして、倉庫業の適正な運営と倉庫証券の円滑な流通を確保することをもって、この法律の目的を定めておきます。

第二条は、この法律の用語の意義を明らかにいたしますために、倉庫、倉庫業及び倉庫証券につきまして定義をいたしたものであります。

第三条は、倉庫業の公益性にかんがみ、その営業につきましては、運輸大臣の許可を受けることを要することといたしたものであります。

第四条は、営業の許可の申請手続を定めたものであり、第五条は、運輸大臣がこの許可をいたします場合の基準を定めたものであります。

第六条から第九条までの規定は、倉庫業者の営業に関する料金及び倉庫寄託約款についての運輸大臣に対する届出義務、運輸大臣の変更命令権等、所要の規定を設けたものであります。

第十条は、倉庫業者が特定の利用者に對して不当な差別的取扱いをいたしますことを禁止したものであります。

第十一条及び第十二条は、営業に使用する倉庫について規制をいたしたものでありまして、倉庫業者がその位置や構造設備または保管物品の種類を變更しようとするときは、運輸大臣の認可を要するものといたしますとともに、その倉庫の構造及び設備を一定の基準に適合するよう維持する義務を課

し、その基準に適合していない場合には運輸大臣において、その修理改造等の命令をすることができるといたしましたものであります。

第十三条は、倉庫証券の流通性にかんがみ、倉庫証券の発行については、従来通り運輸大臣の許可を要するものといたしますとともに、その許可を行う場合の基準を定めたものであります。

第十四条は、倉庫業者が倉庫証券を発行する場合は、従来通りその受寄物を火災保険に付する義務を課したものであります。

第十五条及び第十六条は、倉庫業者間の集荷に関する協定等につきましても、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用を除外いたしましたための規定であります。

第十七条から第十九条までの規定は、倉庫業者について営業の譲渡、法人の合併及び相続が行われた場合における営業及び証券の許可に基く公法上の地位の承継につきまして所要の規定をなしたものであります。

第二十条は、倉庫業者の営業の廃止につきまして届出義務を課したものであります。

第二十一条及び第二十二条は、倉庫業者に対する監督処分等の規定でありまして、運輸大臣は一定の場合には、営業の停止もしくはその許可の取り消し、または倉庫証券の発行の停止もしくはその許可の取り消しをすることができるといたしたものであります。

第二十三条と第二十七条までの規定は、この法律の雑則とも申すべき規定でありまして、許可または認可に付する条件、被処分者に対する職聞、被処分者の訴願、運輸大臣の権限の委任、運輸大臣の報告徴収権及び立ち入り検査権につきまして必要な規定を設けたものであります。

第二十八条から第三十二条までの規定は、この法律の実施を確保いたしますために、必要な罰則を設けたものであります。

次に附則でございますが、附則第一条は、この法律の施行期日を定めたものでありまして、この法律は公布の日から六カ月を経過した日から施行することといたしております。

附則第二条は、この法律の施行に伴い現行倉庫業法を廃止するための規定であります。

附則第三条から第五条までの規定は、現行倉庫業法の廃止に伴う経過措置でありまして、第三条は、既存業者について二カ年間は、この法律による許可を受けなくても引き続き倉庫業を営むことができることといたしますとともに、倉庫の構造設備につきましてもその基準を若干緩和したものであり、第四条は、現行法によつていたした処分や手続に関する経過措置、第五条は、罰則に関する経過措置を定めたものであります。

附則第六条は、冷蔵倉庫業のように、特殊の保管方法を用いて営む倉庫業につきましては、その業態の特殊事情にかんがみまして、当分の間営業の許可を要しないものとするほか、所要の適用の特例を設けたのであります。

附則第七条から第十一条までの規定は、倉庫証券を発行する場合に現行倉庫業法の一部を準用することといたしている水産業協同組合法、中小企業等協同組合法及び森林法の一部改正のための所要の規定であります。

以上がこの法律案の概要の説明であります。

○松山委員長 質疑の通告がありますので、順次これを許します。井岡君。

○井岡委員 まずこの法案の第一条に「倉庫業の適正な運営及び倉庫証券の円滑な流通を確保する」というふうなうたつておりますが、資料を見ますとかなり証券を発行されておられない業者がある。これとの関連並びに、従つてこういう業者や流通云々といつておりますが、証券を発行しない倉庫にはどういう取扱をするか、この点をまずお聞きしたいと思ひます。

〔委員長退席、日井委員長代理登壇〕

○天壁政府委員 お話の点は資料の第三表でおわかりのように、倉庫証券の発行をしてない倉庫業者が相当あるのをごいいますが、これは特殊事情がありまして、実は戦後における特殊な経済事情をいたしまして、倉庫の保管のない時分、大宗を占める主要食糧が政府の統制下におかれまして、また経済基盤の壊滅に伴ひまして銀行信用が対

一

人信用を偏重いたしました等によりまして、倉庫証券に対する需要が減少いたしております。そのために倉庫証券を発行しない倉庫業の存立が可能であったという点でありまして、そうしてまた今申しましたように、主食のよなものについては倉庫証券を発行する必要がない。またそういうような倉庫で、製粉会社とか、そういうようなところがほかの業と兼業しておられます。それから商事会社と兼業しておられるものというふうな点がございまして、現在までに申請をしていないのがかなりございまして、これは逐次必要になって参りますが、これは逐次必要になって参ります。発券倉庫であることの申請が、あると思います。その場合にはそれに対して発券の許可をしていくようにしたいというふうな考えております。

○井岡委員 今の答弁では少し私にはわからないのです。と申しますのは、この資料によりますと、発券をして倉庫が大小合せまして四百九十一、発券をしておらないのが六百十一、こういうことになっております。ところが今局長は、この発券をしておらないのは主として食糧の問題からくる倉庫であるからというようにやっております。それからもう一つの理由は、一部商社につなげた倉庫がこれを発券しておらない、こういうお話でございまして、私は大きな官の倉庫ではあるは、そういうふうに考えられないこともございませぬ。あるいはまた農業協同組合の倉庫等を考えれば、そういうこと

も考えられないのではございませぬが、しかしこの中には、かなり小さい倉庫もあるわけで、必ずしもそういうふうには私理解しないのですが、同時に、もし第二の商社等の関係からくるということになりますと、十五条に、独禁法を排除するという考え方になっておられるようです。こういうことになってくると勢いこれはいわゆる倉庫証券の円滑なる流通を確保するということにはならないのじゃないか、こういうふうに思っておりますが、この点もう一度お答えをいただきたい。

○天笠政府委員 ただいまの点でございませぬが、非発券業者の中に相当小さいのがおいて、それで発券業者になつていないのじゃないかというように承わつたのでありますが、これはそういうことではなしに、今の点で倉庫証券があまり流通する状態が少かつたという点と、それから先ほど申しましたように倉庫証券がなくても、しばらくの間やつてこれたという点がございまして、このためから倉庫証券の流通を確保するために相当申請が出てくるもの、こういうふうな考えます。その場合には倉庫証券の流通を確保するよう、発券業者の申請に対して許可を与えていききたいというふうな考えております。

○井岡委員 これから出てくるだろうと思つておられることですから、これはそういうふうな思わないと言つてみたらどうでしょうか。それで、これは、改定する必要があるに稀薄になつてくると思つておられること、これは、現在中小倉庫はなぜ発券ができないのか、こういう点をやはり考えてみなければいけないと思つておられるのです。これをやることによって、かなり現在の中小倉庫の方々は苦しむことになる。こういう点から発券しておらない、こういうふうな考へておられるのですが、これからおいていなくなつてくるだろう、こういうふうなお話ですが、もしならなかった場合、結局問題は大きな倉庫業者だけがこの倉庫業を営んでいく、こういうことにならうかと考へる。従つてそのためにそこからくる中小倉庫に対する圧迫というものが考へられるのですが、もう一度お答えをいただきたいのです。

○天笠政府委員 今回の点でございませぬが、中小倉庫といえども必要な申請があれば、これはほとんど発券の許可を与えるようにしております。それから、そういうふうなもの育成については、できるだけめんどうを見ることにしております。

○井岡委員 これは今の法律でも発券を申請すれば発券できるようにしておられるのですか。ところが新たに法律を改正するというのは、いわゆる倉庫証券の円滑な流通をはかるということが一番大きな目的じゃないか、こういうふうに私は思つておられるのです。ですから当然それは申請をしていただければ今でも許可をしますということになっておるのであります。ところが、こういうことが今度の法の改正の第一の理由じゃないかと思つておられる。この点はどうなんですか。

○天笠政府委員 この点は社会の倉庫証券の必要度といふことか、流通度の必要性に応じて生ずることか、なんでございませぬが、現在も、倉庫証券の発展を必要として申請して来るものについて、は許可をしております。将来、これは見通してございませぬが、必要にな

ることと思われませぬので、そのつど発券をしていきたいというふうな考へております。

○井岡委員 それでは全く私の質問に答えておらないのです。私は、その流通を円滑に確保するということが目的であれば、当然発券をするようにしなければならぬのではないかと、こういうふうに尋ねておられるのです。そこでこれは、やはり証券を発行して、そしてその荷物の安全を確保するということになると、勢いそちらの方に流れていくわけですね。そうなつてくると、中小企業は自滅してしまふのではないかと。ですから流通を確保するといふことが目的であれば、なぜその発券をさすように努力をしないのか。そのためにはどういふ処置が必要なのか、こういうことを質問をしておるのであつて、将来発券をするようになつてくるであらうというふうなことは、私は改正の理由が非常に稀薄になつてくると思つておられるのです。この点もう一度お伺いしたい。

○天笠政府委員 今回の点で、発券のこととは、これは発券をした方が非常に流通性をよくするという点で、発券の申請があれば許可をするという法の建前になつておりました。発券を申請するかどうかということにつきましては、行政指導によりまして、発券をするようにしたらどうかというふうな勧めをいきたいと思います。

○井岡委員 現実の問題として、当然第一の目的に沿うためには行政指導をやらなければいけないと思つておられる。そうしないので、発券をしなくても十分いけるのだということになれば、局長はこれは戦後の特異的な形態だ、

こういうふうな申されておりますが、これで十分やつていけるわけなんですか、あえて発券をするようなことはしない。むしろ非発券業者の方がだんだんふえてくるのではないかと。こういう立場で行政指導をしなければいけない。この点は私はそのように理解をします。ただ問題は、それをやる場合どういふふうにしてやるかということが、かなり大きな問題になつてくると思つておられる。特にこれは中小企業が非常に発券をしておらないような傾向を示しておりますから、そういう中小企業の業者に対してどうするかといふことが具体的にわからないと、なかなかこの問題は了解ができません。問題ですから、具体的に一つ御説明をいただきたい。

○天笠政府委員 第三表でござん願いますように資本金といふのはあまり問題にならないのですけれども、百万円以上五百万円未満の業者に対しては百八十一、三七%というふうな発券をしておられます。それから申請を出しておられるのが、それから申請をしまして、昭和二十四年から三十年二月まででありませぬが、三百二十一件の申請がありまして、二百七十一の許可をしております。これは大体八四%に当ります。このように発券業者は逐次ふえて参つております。

○井岡委員 実は私たちがこの資料をもらつて問題を検討しておるわけなんです。この資料は今の話では違つて見ます。三表で、発券業者は、今の百万円以上五百万円未満で百八十一件、三七%、非発券業者は三百七十七件というふうに出ておられるのです。ところが今の話

ではそれは違う、こういうふうには言われるのですか。

○天整政府委員 いや、違うのではありませぬ。百万円以上五百万円未満というふうな資本のものに對しても百八十一件というように、相当な数がありますと、このこととありまして、そのほかにも非発券がかなり数がございます。

○井岡委員 私が聞いておるのはそれが問題なんですか。この資料に基きまして、非発券業者の方が多いわけなんです。ところが法第一条はこういうふうなうたつておるのです。「この法律は、倉庫業の適正な運営及び倉庫証券の円滑な流通を確保することを目的とする。」となつておる。こういうふうなうたつておる以上は、発券業者がふえてこなければいけない。ふえるようにしなければならぬ。もっと厳密な意味に言つて、全部発券業者にすることが目的でなければならぬと思つておらぬ。ですから、このなつておらない理由はどこにあるかということ、將來これを発券業者にするように行政指導をすると言われるのだが、それはどういう方法でやられるのか。現在のままでやるならば、このままで倉庫業はいわゆる設備さえ完備していればそれでやれるわけなんです。それではこの第一条の目的と違つてくるのではないかと。ですから、この点の関連がどうなつておるかということ、この二点を具体的に説明してもらいたいというのです。

○天整政府委員 御説の点、要旨を間違えておりましたが、倉庫証券の発券をするに要する見込み

でございますので、この点については非発券の業者に、これは発券倉庫になるべきものなんだから、申請をしてするようにという具体的な勧誘をする。それからもう一つは、いろいろ資力だとかそういうふうな点で、中小業者に中小企業金融公庫等からの融資をあつておる。援助をしたいというふうな考へておられます。昭和二十八年からこれは始まつたのでありますが、昭和二十八年には件数で三十九件、一億二千四百万円、昭和二十九年には百三十四件ありまして、二億八千六百三十五万円、三十年には九十二件ございまして、三億二千九百九十五万円、こういうふうな融資のあつておると思つておられます。

○井岡委員 中小企業金融公庫等から融資をするというお話ですが、私はそれだけで直ちにこれがなるとは思はないのです。というのは、私のところに倉庫業法に對する反対の陳情書が来ておるのですが、この陳情書の中にも、非発券業者の犠牲の上において今度の法を制定しようとしておるのだというように言つてきておる。これは中小倉庫の方々ばかりから来ておるのです。ですから、私はこの人たちの考へ方というものが必ずしも全部であるとは理解はしておりませんが、この問題を明確にしてやらぬと、これを改正しても、實際問題として効果が上らないのではないかと、こういうふうに思つておられる。この点を申し上げておるので、十分この点は注意をしていただかなければいけないと思つておる。従つて、もう一度中小倉庫に金融その他をやつてやるといふことを明らかにしてやらぬといふけないと思つておる。十分お願いを

いたしたいと思つておる。

○天整政府委員 今の金融の面もそうございまして、倉庫業、ことに中小企業の倉庫業については、固定資産税なんかの問題も大きく響いて参りますので、この点についても軽減方に特に努力をしなければならぬというふうな考へておられます。

○井岡委員 現在の固定資産税の問題からくるいろいろな問題があるということなんです。そうなる、それをどうしようかという問題に、今お考へなつておるところをお話いただきたく思つておる。

○天整政府委員 現在減点率というところによりまして、一部分——一部分といふますか、利用率の少いものについてこれを減税してくれるようにということをお話と相談いたしまして、今それを実行しつゝあるのございまして。しかしこれでは十分でございまして、固定資産税が根本的に減免になるようにということをお話したいと思つておる。

○井岡委員 局長は固定資産税の減免のことを考へたい、こういうふうに申されておるわけですが、幸いに次官もお見えになつておられることですから、この点は局長の言われるように理解していかどうか、この点次官にお伺いをしたい。

○伊能政府委員 さいぜん来井岡先生のお尋ねは大へんございまして、一部としてお説のように中小倉庫業者からの反対だつたらうと思つておるが、そういう面の反対があつたことも事実でございまして。過去において私

どもこの問題を、従来の商工省から運輸省に、港灣の倉庫、奥地倉庫というふうに分けて、輸送と一体化して倉庫業というものを今後育成していかなければならぬということにいたしました。昭和十八年でございます。それから約十三年の間、当省で育成して参りましたが、私は少しこの法律改正ができたと思つておる。戦後のあの昭和二十四、五年当時のいわゆるやみ輸送、やみの混乱時代におきましては、倉庫証券、倉庫証券等のいろいろな不正事案もあつて、その際においては、御指摘のように本法改正の趣旨にも十三条でうたつておられますが、「運輸大臣は、前項の許可をしようとするときは、次の基準によつてしななければならない」ということで、倉庫証券許可の条件について明らかにしておりますが、そういう点についての基準がやや厳格であつたと存じます。しかし最近におきましては経済界も逐次安定して参りましたので、御指摘のように、理想はお話の通りであつて、いやしくも倉庫業を営む者はいかなる倉庫業者であらうとも、倉庫証券、預証券、倉庫証券その他が発券できることが、倉庫業法の常態であらうと思つておる。ところが現状においては農業倉庫との競合あるいはその他との関係がありまして、地方においてはまだいわずに弱小倉庫業者というものが決して少くないわけでありまして、それらに對して、運輸省としてはできる限り倉庫業の適正な運営とそれから倉庫証券の円滑な流通、この両面を考へて育成していかなければなりませんので、御指摘のように、理想は倉庫業者であればすべて倉庫証券が発行できるというこ

とが建前でないわけはなりませんが、一方倉庫証券の流通の面と荷主の保護並びに有価証券の適正な流通の面からいふと、信用度が高いということが必要でありまして、小さい倉庫業者の倉庫の実態については、ときには雨漏りもしくは風害、いろいろな盗害等の若干の弊害もないわけにはありません。従つてそれらについては営業停止行為とかいろいろな処分行為も行われておる。ですから、できるだけ一定の基準まで倉庫業というものを高めていかなければならぬということ、さいぜん天整局長からお話のような中小企業金融公庫、中小企業協同組合による助成等、金融措置は逐次円滑化して参りまして、昨年度までして七億数千万円の金融措置も講じてやつておられます。一方前国会におきまして、皆様方の御援助を得て固定資産税の減免措置ということも逐次やられるようになって参りましたので、これらの措置によつて今後特に弱小未発券倉庫業者に對する指導と申しますか、現地監査と申しますか、こういうふうなものを強化して、できる限りこの法制を実施いたしますのは、中小倉庫業者に對して圧迫ではない、育成の面でもやらなければいかなぬことを私も考へておる。ですから、この点は私、御指摘のように、今後そういう方向で進むということをお約束と申しますか、言明をいたしたいと存する次第であります。

○井岡委員 そのでもしそういうふうなやつていかれるということであるならば、これはまだもつとほかにありますが、関連してありますのでお尋ねをするわけですが、現在の金融措置と

とが建前でないわけはなりませんが、一方倉庫証券の流通の面と荷主の保護並びに有価証券の適正な流通の面からいふと、信用度が高いということが必要でありまして、小さい倉庫業者の倉庫の実態については、ときには雨漏りもしくは風害、いろいろな盗害等の若干の弊害もないわけにはありません。従つてそれらについては営業停止行為とかいろいろな処分行為も行われておる。ですから、できるだけ一定の基準まで倉庫業というものを高めていかなければならぬということ、さいぜん天整局長からお話のような中小企業金融公庫、中小企業協同組合による助成等、金融措置は逐次円滑化して参りまして、昨年度までして七億数千万円の金融措置も講じてやつておられます。一方前国会におきまして、皆様方の御援助を得て固定資産税の減免措置ということも逐次やられるようになって参りましたので、これらの措置によつて今後特に弱小未発券倉庫業者に對する指導と申しますか、現地監査と申しますか、こういうふうなものを強化して、できる限りこの法制を実施いたしますのは、中小倉庫業者に對して圧迫ではない、育成の面でもやらなければいかなぬことを私も考へておる。ですから、この点は私、御指摘のように、今後そういう方向で進むということをお約束と申しますか、言明をいたしたいと存する次第であります。

いって、中小の金融公庫等でこればかりに使うわけにはいきません。そういうことになってくると、かなり政府がごあつせん等をおやりになつても、二年以内にこれを改めようという事にはなかなかなりにくいのではないかと、こう思うのです。そうしますと、実際問題として現在の小さいのはつぶれていくという格好になりはしないか、こう思うのですが、この点はどうですか。

○天竺政府委員 現在やっております倉庫業者の持つておる倉庫でございますが、これは今次官からお話のありましたような風害があつたり、雨漏りというふうなものもございますが、それほど高い基準にまで一度に持つていこうという事ではないのでございまして、たとえこれの中でいいますならば、建築基準法でいう防火構造以上のものにするれば、倉庫業として足りるのではないかと。ですから木骨板張りというふうなものに対して、これは木骨であつても鉄鋼モルタル塗りにするというふうなわずかな改造でいける、また中に入れます品種に応じては必ずしもそうしなくても、たとえば鉛石だとか塩だとかいうものについては、現在のままでいいのではないかと。いうふうにも考えますので、二年間の期間内に現在行なつていけるものが脱落するということとはほとんどないものというふうな考えでおります。

○井岡委員 局長のお話ではいわゆる品種とかそういう点で考慮している、こういうふうに言われておりますが、しかし法律は十一条、十二条に一定の基準を立てるわけなんです。これは省令でお定めになるのだからと思うの

です。そうした場合は、できるだけそういう実情に即してやりますと。言われても、現地で指導される係官はそこまで現実には幅がないと思うのです。またそういう幅があつたのでは、基準というものは設けなくたっていいことになるわけで、局長のせつかくの御答弁ではございしますが、私はそのように受け取れないのです。ですからもし局長のお話になるようなことであらざるならば、その点をもつと明らかにしなければいけないと思うのです。この点はどうですか。

○天竺政府委員 今の点につきましては、種類、構造、設備については省令に譲つてございしますが、大体の考えを申しますとこういうふうなことを考へております。構造及び設備に関する基準の一般的基準としましては、倉庫の主要構造部は建築基準法所定の構造耐力を有するほか、建物の軸部及び側壁貨物の横圧に耐え得る強度を有し、かつ床は保管貨物の量に耐える荷重耐力を有する、つまりこれらものをいれてもこわれないようにする。それから必要に応じて適当な防火及び消火上の構造及び設備を有する。それから必要に応じて適当な盗難防止上の構造及び設備を有する。それから高潮による浸水のおそれのある場所に位置する倉庫は適当な防潮設備を有する。

それから保管物の品目別に言いますと、一般穀類を保管する場合には、建築基準法による防火構造以上の構造を有するほか、防風、防虫設備及び適当な換気装置を備え、かつ燻蒸可能な構造及び設備を有する。それから乾藪等を保管する場合には建築基準法による防火構造以上の構造を有するほか、適

当な換気装置を有すること。ただし床の積載荷重はこれら貨物の重量に耐える程度をもつて足りる。それから一般雑貨の場合には、建築基準法による防火構造以上の構造を有するほか、適当な換気装置及びネズミ返しを有する。それからばらセメント、ばら穀類のような場合には、その収容量に同じ適当な強度の側壁及び床を有する。それから塩、肥料、鋼材、鉱物、土石等を保管する場合には、これは盗難防止上有効な設備を保持していればよい。それから危険品を保管する場合には、こういう薬品類で危険のある場合には、建築基準法による適当な構造及び設備を有するほか、危険物の取締りに関する都道府県条例の規定に適合すること。以下こういうような状態でございます。

また位置に関する基準としましては、危険品を保管する場合は、爆発等による被害を他に与えないような周辺建築物から適当な距離を隔てた場所に位置する。塩、たばこ、用紙等を保管する場合は低湿地を避ける。その他の物品を保管する場合には、危険物の保管場所その他これに類する危険の場所に位置しない。こういうような無理のないところで規定をしたいというふうな考へております。

○井岡委員 今たくさん言つていただいたので、これはあとで議事録を見ればわかるわけですが、一応今申されたことをできたらプリントして資料にしていただきますかと思つております。

○天竺政府委員 承知いたしました。○井岡委員 それからついででございますが、発券業者と非発券業者の数字はわかっているのですか。どういふと

ころが発券していない、どういふところが発券しているのかということ業者の名前を明確にしたいだければ、この問題はさらに明確になつてくる。同時にそのことによつて今言われた基準と照らし合せて、果して二年でいいか、三年にしなければいけないのか、こういうこともわかつてこようと思つたのですが、この次にそれを申していただきたいと思つたのです。

○天竺政府委員 数が多いので、ちょっと時間がかかるかと思つたのですが、倉庫の名前、会社の名前の方ならば……○井岡委員 ですから全部は出せなければ、大体どういふところだということとはわかると思つたのです。あなたの方で数字を書いておられるところを見れば、ちゃんとトータルだけ出ておられるというはずはないから、それをお願いいたします。

○天竺政府委員 全国になると数が非常に多うございしますので、どこか一地区分だけでも……○井岡委員 それでは東京と大阪と福岡、これくらい出していただけばよい。大体わかるでしょう。——大へんなどのようですから、中小倉庫はどのくらい、大体固まつておるところはあなたの方にはどの県だということがおわかりだと思つたのです。それからまんな中ほどはどうか、大きいのはどうか、こういうふうなすれば大体のなかが出ると思つたので、それで出していただきたいと思つたのです。

として大臣がこれでもいいのか悪いのかということになると、今までのいわゆる慣例からということになると思つたのです。現在倉庫業それ自体についてかなりダンピングをやつておるといふ点からどの程度が適正であるかどうかということについては、そう簡単にきまらぬのではないかと、こう思つたのですが、この点はどういふふうにしておきめになるのか。この点を一つお伺いをいたしたいと思つたのです。

○天竺政府委員 これは届出を受けて適正でない場合に大臣がやるということになつておりますが、まあ地区ごとに総合的な計算法で、それで適正な利潤を適正な遂行ができるかどうかという腹案を持つていたいというふうな考へます。

○日井委員代理 濱野清吾君から関連質問があります。○天竺政府委員 ちょっと現実に沿つた質問をいたしますが、ただいま局長は百万以上、五百万以内の発券者が百八十一ある、こういうお話でしたが、資本金は小さくとも発券者たり得る、こういうお言葉だと了承するのです。それをそのまま受け取りますと、あなたがたがたいま同僚にお答えしました建築構造などを勘案すると、百万や二百万、五百万では建造物があなたの希望するようにはできないのでありますが、この点はどう始末したらいいのですか。○天竺政府委員 今の建造物の規定の件でございますが、これは防火構造以上と申しましてもそんなにむずかしい規定ではございませんで、現在木骨で板張りになつていふようなところは困りますので、木骨鉄筋モルタル塗り

すか、その程度にいたします。これは面坪当り約二千円かかる予定なのでございませぬ。

○濱野委員 倉庫は多くは交通がまことに便利であつて、しかも都市地帯に建設されてゐることは御承知の通りであります。かりにお説のように坪当り二千円くらいの建設費だとして、できますか。他の法律の制約を受けませんか。たとえば大阪、東京あたりでは防火建築でなければ建築法上許さぬという事になつておられますが、あなたの御説明では東京や大阪でもできるといふ前提のもとに立つてゐるのですが、そういうことができますか。

○天整政府委員 ただいま申しましたのは、防火建築に改造するのに木骨鉄網モルタル塗りする方法を用いる、こういうことなのであります。それに二千円かければ防火建築以上という規格にはまるところになるといふことを申し上げたので、新しく作る場合はまた別なのであります。

○濱野委員 そこでほのかにあなた方のお氣持がうかがわれるのであります。が、今までの木造で免許したものを改めてモルタル塗りにしよう、こういうようなお話は、既設の免許業者にはそのまま適用できるのです。しかし新しく免許を受ける諸君に対しては、そういう百万や五百万の資本ではできないという事はおわかりでしょう。——おわかりになりますか。

○天整政府委員 その通りでございます。倉庫の建物が幾らくらいになりますか。——その場合には防火建築以上のものではないと困るということでありませぬ。

○濱野委員 そうしますと防火建築以

上のものであつて、そうしてしかも少くとも中小企業を圧迫しない。——証券を發行するということ、ものの流通を円滑にし、正確にするということ、がねらいであります。そういう見地から見れば資本の大小は問わない。ただ荷主を保護しなければならぬということとは当然なのです。荷主の品物を保護する見地からいけば、資本が大きいから保護できるというものではないでしょう。資本金が少いから保護できないというものではないでしょう。そういう意味で確かに百万以内の資本金の方々に對しても、すでに百八十一件という免許を与へてゐるといふ説明だと思ふ。しかるに實際の行政措置は坪数の制限をしております、これは一体どういふわけなのであるか。

○天整政府委員 それは現行法における点で坪数を勘案する、資力信用の面で勘案するという程度でありまして、坪数によつて必ずしも制限をしておるわけではないのであります。

○濱野委員 それははなはだ聞き捨てならぬお言葉であります。これはどうも局長さんは少々下の方のお仕事をよくお知りになつていないのではなからぬか。三百坪から五百坪、七百坪、千坪となつてきたではありませぬか。大きなワクをつけて、そうして同僚に對する答弁が百万円以上五百万円以内ならば免許ができるとか許可ができるとかいふようなことは、心にもないことを局長さんおっしゃつてゐるのではないですか。

○天整政府委員 坪数につきましては、資力、信用を考へるときの一つの点でありまして、必ずしも坪数だけによつて発券を左右するということではないのであります。

○濱野委員 しかし現実には違ひますね。今の行政処分をしております現実とは違ひますね。議会の答弁だといふならば、あなた方の役人としての業務用のお答弁であつて、實際利害關係を持つておる人民側から見れば、それは大きなうそだといふことになるわけですね。局長さんは現実を知らな過ぎるのではないですか。

○天整政府委員 これは私のやつております關係では、坪数というのは参考の程度でありまして、決してそのため左右するということはないはずでございます。

○濱野委員 それは現実と違ふのです。私は現に倉庫を持つておるので、食糧倉庫です。これは虫も入らぬ、ばい菌もたからぬ、りっぱな食糧倉庫を持つておるので、とくに七百坪でなければいかぬということがなつておる。私のところにはあなた方の後輩がたくさんいるのです。運輸省出身の諸君がいる、あなた方の仲間があなた方の仲間にお願ひに行くと、これが重大なる一つの要件になつておる。われわれから言わせると、証券發行はできないという行政措置を今おやりになつておるのですが、あなたの委員会におけるお話とは大へんな違ひがある。そうしますと、實際の行政面ではあなた方の部下に人民側は虐待されておるわけですね。どうなんですか。

○天整政府委員 もしそういうことではございませんから、それは非常な誤りでございます。従つて坪数でどうのこうのといふことははずであります。

○濱野委員 それは最近まことにあり

がたい発見でありまして、われわれとしては非常に幸福であります。さつそく局長はそれぞれの部下に對してその通牒を出していただけますか、どうですか。

○天整政府委員 坪数によつてのみ——そういうことが重要なファクターになつておらないといふことを伝へます。

○濱野委員 これは港灣倉庫ではないのです。奥地倉庫なのです。それから通運業者は大きい三百坪、五百坪、六百坪の倉庫を持つておらなければ事業にならないのです。再建築の倉庫は大きいモルタルです。嚴重なモルタルです。ことにうどん粉であるとか米であるとかいふ倉庫は食品倉庫でありませぬ。特殊な建造物を持つておるので、それでもあなたの方は倉庫証券を發行させないではありませぬか。そうしていただいたら坪数だけを嚴重に主張して免許ができません、こういうのです。ですからこの法案を見ても、あなた方はやはり大資本を擁護する。実は倉庫業といふものは証券の流通自在、そういう手段を持つておるのだけれども、それはあべこべな、期せずして大資本家を擁護するようになつておる。同僚からの質疑もおそらくその心配だと思ふ。それは資力信用の一つとしてその坪数を検査しただけであつて、總体的に見てその事業の主体が信用があり、資力もあると見るべきで、その坪数だけで判断すべきものではない。そしてその坪数がかりに小さくても、百坪であつても二百坪であつても、それぞれの建築上、構造上の要件が備われば、それは許すべきものだ、そういうふうに通牒を出してくだ

れませぬか。

○天整政府委員 全く御趣旨の通りになつておるものといふふうには私は考へておりましたが、その点が行われてないようでありませぬから、さつそく通牒を出してそういうふうに変更するようにいたします。

○濱野委員 非常にありがたいお言葉を初めて聞いたわけでございますが、どうも今までの行政措置はそういうことで權利をじゅうりんされておつたわけです。これは今から損害賠償をあなた方に訴へても仕方がありませんが、伊能次官は、ただいま局長のお言葉についてどういふお考えを持つておるか、一つあなたの次官としてのお言葉をちょうだいしたいと思います。

○伊能政府委員 私も従来倉庫につきましては、いろいろと濱野先生御指摘のような面が全然なくはなかつたような感じもいたしました。最近においても私主として農業倉庫、農林省の關係の食糧倉庫でありましたが、その關係のことを農林省と折衝をしていろいろ世話をいたしましたこともありますが、今のよう御指摘の点、ことに通運業と倉庫の關係、しかも實質的には、通運業關係の倉庫は、他の監督というよりは、指導の面もございませぬので、相当整備されたものが多いと思ひます。が、それが七百坪あるいは五百坪に足らないといふことだけで倉庫証券の發行ができないといふことは、荷主側にとりまして荷物の円滑な流通を非常に阻害いたしますし、また業界自体としても營業の適正な運営の上に支障を生ずると思ひますので、今天整港灣局長が御答弁申し上げましたような趣旨で、さつそく通牒を出すことにいたします。

○濱野委員 どうぞ行政措置を誤まらないように、そして誤まつた行政措置は、今後再び誤まりを重ねないよう、伊能政務次官からすみやかに通牒をお出し下さるようお願いいたします。

もう一つお伺いしておきます。局長は、融資のあっせんなどについては、中小企業公庫等より相当金が行っている。少くとも七億数千円の金が出ている。こうおっしゃるのでありますが、この融資を申請したメンバーがどの会社で、その創立の時期はいつで、資本金は幾らであるか、そして何年何月にこの融資のあっせんをだれがしたか、この点の資料をお出し願いたい。と申しますのは、実は議会で、融資のあっせんを運輸省はやってくれるとおっしゃってあります。しかしそれは海運業者の大きいや、あるいは日通のような陸運業者には、頼まなくてもいろいろのあっせんをやっていくかもしれませんが、中小企業者には実際はやってくれない。陸運局あたりへさんざん泣きつきましても、これは金のことですから、なかなか右から左にいかないのです。しかるにただいま局長さんのおっしゃるところによると、何年度に一億余万円、何年度に一億余万円、何年度に三億何千万円というような計画があり、また実績があるような御説明であります。こういう人たちが一体どういう人たちであったか、どういう会社であったか、こういうことを私も検討してみたいと思っております。

○白井委員長代理 それでは濱野清吾君の要求の資料の御提出をお願いいたします。

○井岡委員 実は濱野さんから詳しく御質問なさったわけですが、問題は私の質問を進めていくと結局同じことになるのです。濱野さんも言われたように、局長は中小企業を非常に大事にされていくようなお話なんです。突

際はやっている。大阪の大きなところを調べてみてきたところで、一向に調べにならない。ですからもう少し具体的に資料を出していただいてからでないと、なかなか御質問申し上げることができないと思うのです。

この点だけ一つお尋ねしておきたいと思えますが、中央市場なんか倉庫があるわけですが、こういう倉庫についてどういう考えを持っておられるのか、この点についてお伺いいたします。

○天笠政府委員 中央市場の状況を私つまびらかでありませぬけれども、そこでやはり倉庫を持ちまして一般に営業用にすれば、今まででありますればやはり倉庫業として届けましてやっているはずでございますが、中央市場の関係のものはよく考えておりませんが、もしそうでなしに自家用としてやっておれば、倉庫業法に關係ないと思えます。

○井岡委員 もう一つ農業協同組合の倉庫については火災保険を免除する、こういうふうに考えていいかどうか、この点を明らかにしていただきたい。

○天笠政府委員 農業倉庫につきましては、ここの所管外になっておりますので……

○井岡委員 除外されている、こういうふううに理解していいのですか。
○天笠政府委員 さようでございます。

○井岡委員 私の申し上げているのは、問題は結局第一の問題と、中小倉庫をどういうふううに育成するかというところが、一番大きな問題になると思

うのです。ですからこの問題は、資料を出していただいで、後ほどもう少しお伺いをいたしたいと思えます。

○關谷委員 私の倉庫業法を讀みますと、どうも不備なところ、不備なところがたくさんあります。以前の倉庫業法というものはまことにまずい倉庫業法であったので、今度完全なものに切りかえたいという、以前の業法の一部を改正いたしました際の御答弁であつたのでございますが、その完全なものにしたいというのでござりました倉庫業法が、またきわめて不完全なものになつて参りましたことを、まことに遺憾に考へておるものであります。多少経過がわかつておりますと、この法案というものは、法制局でいじめられ、水産庁でいじめられて、奇形児のようになつて上つたように考えられます

ので、まことに遺憾であります。この倉庫業法案は今できたものを近い機会に修正する御意思があるかないかを伺うことは、ちょっと非常識なとい

いますか、お気の毒な質問のようにも思いますが、早い機会に修正でも改正でもせられようというふうな御意図で

ありますかどうか、この点お尋ねするの無理なようにも思いますが、御意向だけを伺つてみたいと思えます。

○天笠政府委員 今の点でござりますが、経過などよく御存じで、すっきりしない点、抜けた点、当分水産業については現在の通りいくとかいうような点がございますので、そのような点をできればすっきり直していきたいと

いうふうには考へております。

○關谷委員 なるべくすみやかに改正をしていただきたい、こういうふううに考へます。倉庫業が許可制になりますと、倉庫業を許可せられたものは、すなわち発券もできるのだというところ

に持つていくことが理想的であります。持つていくことによって、しかもこの法律を作りますと同時に、先ほどから問題になっておりましたが、融資等を思い切つてやるということで、この倉庫の基準も引き上げられますし、荷主の便をはかることができる、こういうふうなことになるので、私たちが

も次の修正の場合には、この倉庫業を許可制とする限り、発券もこれに伴うものであるということにしたいと思

います。この法律のままでいたしますと、発券のできない倉庫の利用者はお

いおい減つて参ります。荷主が減つてくるといふことになりまして、発券のできる倉庫の方へ荷物が集まつてくる

ということになりまして、結局先ほどから問題になっておりました大きな倉庫業者の擁護になつて、小さな倉庫業者はやがて消えてなくなれ、こういうふうなことになるので、私たちが非常に心配をいたしております。結果は必ずそのようになつて参りますので、そういうふうな事態が起らない以前にこれに対処する方法をお考え願いたい、私はこのように考へます。

これは商法五百九十八条であつたと思

いますが、これについて発券することを要すと書いてあるのであります。発券の許可のない倉庫というものは、これは商法違反である、こういうふうなことも考へられるのであります。この点につきましてあなた方はどうい

ふうな御解釈をとつておられますか、伺つておきたいと思えます。

○天笠政府委員 今のお話の通りでございまして、商法五百九十八条及び六百二十七条によりますと、「倉庫営業者ハ寄託者ノ請求ニ因リ寄託物ノ預証券及ヒ質入証券ヲ交付スルコトヲ要ス」

この点で在来も倉庫業で発券しないものがたくさんあつたといふことは、先ほど来お話しがございましたように非常にまずいわけでありまして、一筆にそこまでいきたいと思は考へてはきたのでございますが、経過的に申します

か、そこですすみやかに育成をして、そのうちにそういうふううになつて発券しない倉庫はなくなつていくようにしたいといふふううに考へておる次第であります。

○關谷委員 大体そういうふうな御意見で、次にはそういうふうな段階に到達するように努力せられるといふこと

ますか、ほんとうにそういうふうな事柄に適合するように、法律というものは定められなければならないのが本来でありますのに、法の体系から実態を無視するような法律ができるということとはまことに遺憾でありまして、そういうふうなことはあり得ないことだ、これをもう少し研究をいたしましたならば、私は実態に即応した法律ができるであろう、こういうふうに考えますので、すみやかにそういうふうな実態に即したような法律ができますように、御研究を願いたいということだけを申し上げて、私の質問を打ち切ります。

○白井委員長代理 他に御質疑はありますか。

なければ暫時休憩いたします。

午前十一時四十八分休憩

〔休憩後は開会に至らなかった〕

昭和三十一年四月十二日印刷

昭和三十一年四月十三日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局